

【表紙】

|                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 【提出先】               | 関東財務局長                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 【提出日】               | 2026年 7 月15日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 【会社名】               | 株式会社宮入バルブ製作所                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 【英訳名】               | MIYAIRI VALVE MFG. CO., LTD.                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 西田 憲司                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都中央区銀座西一丁目 2 番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 【電話番号】              | 03(3535)5575（代表）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 【事務連絡者氏名】           | 経営管理本部経理部長 井上 洋一                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都中央区銀座西一丁目 2 番地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 【電話番号】              | 03(3535)5575（代表）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 【事務連絡者氏名】           | 経営管理本部経理部長 井上 洋一                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 【届出の対象とした募集金額】      | （第 3 回新株予約権）<br>その他の者に対する割当 9,120,000円<br>新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額<br>1,285,920,000円<br>（注） 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。 |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 【縦覧に供する場所】          | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

## 第一部【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券（第 3 回新株予約権）】

##### （ 1 ）【募集の条件】

|         |                                     |
|---------|-------------------------------------|
| 発行数     | 96,000個（新株予約権 1 個につき100株）           |
| 発行価額の総額 | 9,120,000円                          |
| 発行価格    | 95円（本新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.95円）     |
| 申込手数料   | 該当事項はありません。                         |
| 申込単位    | 1 個                                 |
| 申込期間    | 2026年 7 月31日（金）                     |
| 申込証拠金   | 該当事項はありません。                         |
| 申込取扱場所  | 株式会社宮入バルブ製作所<br>東京都中央区銀座西一丁目 2 番地   |
| 払込期日    | 2026年 7 月31日（金）                     |
| 割当日     | 2026年 7 月31日（金）                     |
| 払込取扱場所  | 株式会社りそな銀行 新橋支店<br>東京都港区新橋一丁目16番 4 号 |

- （注）1 第 3 回新株予約権証券（以下「本新株予約権」といいます。）の発行については、2026年 7 月15日（以下「発行決議日」といいます。）開催の当社取締役会決議によるものであります。
- 2 申込み及び払込みの方法は、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生後、払込期日までに当社と東海東京証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）との間で本新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といいます。）を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 本新株予約権の振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）  
東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

## （２）【新株予約権の内容等】

|                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p> | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は9,600,000株、割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。）は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準<br/>本新株予約権の行使価額は、割当日以降、別記「(2) 新株予約権の内容等（注）」欄第7項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）を「東証終値」という。）の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正される。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度<br/>行使の際に上記第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限<br/>「下限行使価額」は、当初94円とする。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号の規定に従い修正され、同欄第4項の規定を準用して調整される。<br/>下限行使価額は、直近の東証における株価水準を考慮の上で当社が決定したものである。</li> <li>5. 割当株式数の上限<br/>9,600,000株（発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する割合は19.65%）。</li> <li>6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限<br/>911,520,000円（上記第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、下限行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号の規定に従い修正され、また、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。なお、下限行使価額が下方に修正された場合の資金調達額の下限は、652,320,000円である。）</li> <li>7. 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている（詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照）。</li> </ol> |
| <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>         | <p>当社普通株式（完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株制度を採用している。）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <p>新株予約権の目的となる株式の数</p>          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式9,600,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第2項乃至第5項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合（以下「株式分割等」と総称する。）を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。<br/> <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \text{調整前割当株式数} \times \text{株式分割等の比率}</math> （注） 「株式分割等の比率」とは、株式分割等後の発行済株式総数を株式分割等前の発行済株式総数で除して得た数のことをいう。</li> <li>3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合（但し、株式分割等を原因とする場合を除く。）には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。<br/> <math display="block">\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}</math> </li> </ol>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                | <p>4. 本欄に基づく調整において、調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額<br/>各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記第2項に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初133円とする。但し、行使価額は下記第3項又は第4項に従い、修正又は調整される。</p> <p>3. 行使価額の修正<br/>(1) 行使価額は、割当日以降、修正日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。）に、当該修正日以降修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。<br/>(2) 当社は、当社取締役会の決議（以下「下限行使価額修正決議」という。）により、下限行使価額の修正を行うことができる。但し、修正後の下限行使価額は、67円（但し、本欄第4項の規定を準用して調整される。）を下回ることはできず、かつ133円（但し、本欄第4項の規定を準用して調整される。）を上回ることできないものとする。本号に基づき下限行使価額修正決議がなされた場合、当社は速やかにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、修正後の下限行使価額は、下限行使価額修正決議がなされた日の翌取引日以降適用される。</p> <p>4. 行使価額の調整<br/>(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>下記第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当による場合を含む。）（但し、譲渡制限付株式報酬として株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）</p> <p>調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合<br/>調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> |

下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当の場合を含む。但し、ストックオプションとして新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）以降、又は（無償割当の場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記 による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

上記 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記

乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

- (4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、上記第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（東証終値のない日数を除く。）の東証終値の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

|                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                     | <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が上記第3項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>                                                                    |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | <p>1,285,920,000円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する可能性がある。</p>                                                                                                                                                                                                                                    |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格<br/>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額<br/>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>                                                  |
| 新株予約権の行使期間                          | <p>2026年8月3日から2028年8月2日までとする。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | <p>1. 行使請求の受付場所<br/>三井住友信託銀行株式会社 証券代行営業第二部 営業第三課</p> <p>2. 行使請求の取次場所<br/>該当事項はありません。</p> <p>3. 行使請求の払込取扱場所<br/>株式会社りそな銀行 新橋支店</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使の条件                         | <p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件                | <p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>2. 当社は、2028年8月2日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> <p>3. 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式交付若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p> |

|                          |                                                                                                                                                                                   |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                          | 4. 当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項           | （会社法第236条第1項第6号における）該当事項はありません。但し、本買取契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められる。                                                                                                   |
| 代用払込みにに関する事項             | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                       |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項はありません。                                                                                                                                                                       |

（注）1 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

（1）資金調達の主な目的

当社は、1949年の設立以来、L P ガス供給に関わるバルブ類を川上から川下まで一貫通貫（製造設備用、貯蔵設備用、ガスコック、容器用、バルク貯槽用等）で供給するメーカーとして、日本のL P ガス業界の発展とともに事業を拡大してまいりました。

また、L P ガスで培った高圧ガスの取扱技術と超低温の素材技術をもとに、さらなるクリーン・エネルギーとして期待されているL N G（液化天然ガス）や究極のクリーン・エネルギーといわれる液体水素用極低温バルブ類の開発・製品化及び販売を「拡大事業」として、加速させております。さらには、第3の事業分野として、食品加工産業で使用されるバルブ、ノズル、カップリングの開発・製品化及び販売に挑戦しております。

当社を取り巻く環境は、国内L P ガス関連市場の成熟化に加え、ロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東の戦禍、米中露の緊張関係を背景とした資材価格や原材料価格の高止まり、人件費及びエネルギーコストの上昇等により、全般的なコスト高が継続しており、不透明な状況となっています。一方で、カーボンニュートラル推進を背景として、L N G、水素、産業ガス分野向け極低温バルブ類の拡大が見込まれております。このような状況下、当社は高い気密性及び低温耐性が要求されるL N G、水素、産業ガス分野向けの高付加価値製品へのシフト及び収益性改善を最重要課題として認識しており、導入後相当期間が経過した一部の製造設備の更新及び増強によって、生産効率及び加工精度の向上を図ることが必要と考えております。高精度な加工設備の整備及び検査・実験設備の高度化を実施することにより、今後拡大が見込まれる高付加価値製品に対する対応力強化を図る方針です。具体的には、黄銅加工工場と実験所及び加工機への投資によって、生産効率向上による収益性強化と増産体制を整備し事業拡大に備えることとし、これに必要な資金を調達するため、本新株予約権の発行を決議いたしました。今回の資金調達により、当社のさらなる成長と安定的な財務体質の構築を実現し、一層の経営安定化と企業価値の向上を図ることで、株主の皆様をはじめステークホルダーの利益の最大化に努めてまいります。

資金調達を行うにあたり、下記「（3）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、資金使途の目的に適した資金調達の方法を検討した結果、割当予定先より本新株予約権の発行による資金調達手法の提案を受けました。本新株予約権は、当社の資金需要を満たす資金を調達できる蓋然性の高い設計となっております。また、「（3）本新株予約権を選択した理由 <本新株予約権の特徴> 及び<他の資金調達方法との比較>」に記載のとおり、本新株予約権による資金調達方法（以下「本スキーム」といいます。）あるいは他の調達方法によるメリット及びデメリット等を総合的に検討し、決定いたしました。

なお、本新株予約権発行による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期につきましては、「2 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」をご参照ください。

（2）本新株予約権の商品性

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、行使期間を約2年（2026年8月3日から2028年8月2日まで）とする行使価額修正条項付新株予約権（行使価額修正条項の内容は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に記載されております。）を第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。

当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本買取契約を締結しますが、本新株予約権の発行要項及び本買取契約には、以下に定める内容が含まれております。

<本新株予約権の行使の停止>

当社は、本買取契約に基づき、当社の事業内容の進捗、資金需要及び市場環境等を勘案しつつ、一時に大幅な株式価値の希薄化が発生することを抑制するため、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、期間（以下「行使停止期間」といいます。）を定めて行使の停止を要請（以下「停止要請」といいます。）することができます。行使停止期間は当社の裁量により決定することができ、また、一旦行った停止要請をいつでも取り消すことができます。当社は、銀行融資等により十分な運転資金が確

保された場合等、現在と財務状況が大きく変化し希薄化を伴う資金調達の必要性が低下した場合に行使の停止を行うことを想定しております。

割当予定先は、かかる停止要請を受けた場合、本買取契約に従い、行使停止期間中に停止要請に係る本新株予約権を行使することができません。

また、当社は、停止要請を行った場合、又は停止要請を取り消した場合、その都度、東証を通じて適時開示を行います。

< 下限行使価額の水準 >

本新株予約権の当初下限行使価額は94円（発行決議日の直前取引日の東証終値の70%の水準）であり、修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額となります。また、当社は、下限行使価額修正決議により、下限行使価額を修正することができます。株式市場の著しい混乱等の外部要因その他の当社の株価に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合で、かつ当社として資金調達を必要とする事由がある場合に、株価及び出来高の推移、並びに資金調達の必要性の軽重等を総合的に勘案して下限行使価額の修正を行うことを決定いたします。なお、株価が下限行使価額を下回り行使ができない状況が継続し、かつ資金調達が喫緊の課題となっている場合等、必要性が特に高いと認められる状況等が検討の対象となります。すなわち、既存株主に配慮し、直近の株価水準を大きく下回る水準での資金調達は控えつつも、株価水準が大きく変動した場合でも、ある程度柔軟な形での調達可能性を保持する狙いから、発行決議日前取引日の終値の70%に相当する金額を当初の下限行使価額とし、下限行使価額修正決議により発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額である67円を下回らず、かつ、発行決議日前取引日の終値の100%に相当する金額である133円を上回らない範囲での下限行使価額の修正を可能としております。なお、下限行使価額の修正の下限は67円（発行決議日の直前取引日の東証終値の50%の水準）に設定されており、行使価額又は下限行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。当社は、上記の下限行使価額修正決議を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。

< 割当予定先による本新株予約権の取得の請求 >

割当予定先は、割当日の翌取引日以降のいずれかの20連続取引日における東証終値がいずれも67円（発行決議日の直前取引日の東証終値の50%の水準）を下回った場合に、当該20連続取引日の最終取引日以降本新株予約権の行使期間の末日の4取引日前まで（同日を含みます。）に当社に対して通知することにより、その保有する本新株予約権を払込金額と同額で買い取することを請求することができ、かかる請求を受けた場合、当社は、速やかに（遅くとも3取引日以内に）かかる請求の対象となっている本新株予約権の全部を払込金額と同額で買い入れます。また、当社は、本新株予約権の行使期間の末日時点において残存する本新株予約権がある場合には、当該本新株予約権の全部を、その払込金額と同額で取得します。

< 本新株予約権の譲渡 >

本買取契約に基づいて、本新株予約権の譲渡には当社取締役会の承認が必要となり、また、本新株予約権が譲渡された場合でも、当社が割当予定先に対して本新株予約権の停止要請及びその取消しを行う権利、並びに割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取を請求する権利は、譲受人に引き継がれます。

(3) 本新株予約権を選択した理由

当社は、上記「(1) 資金調達の主な目的」に記載した内容を実行するために、資本金調達手法のみならず、負債性調達手法を含めた様々な手法について検討を行いました。当社としては、当社の判断によって希薄化をコントロールしつつ資金調達や自己資本の増強が行えること、資金調達の機動性や蓋然性が確保された手法であるかを重視いたしました。

結果、上記「(2) 本新株予約権の商品性」に記載した、本新株予約権、割当予定先と締結する予定の本買取契約の内容を考慮して、本スキームが当社にとって現時点において最良の資金調達方法であると判断いたしました。

< 本新株予約権の特徴 >

株価への影響の軽減が可能なこと

- ・行使価額は各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・下限行使価額が当初94円（発行決議日の直前取引日の東証終値の70%の水準）に設定され、下方にも修正される可能性があります、その場合でも、下限行使価額は67円を下回らないこと

希薄化の抑制が可能なこと

- ・本新株予約権は、潜在株式数が9,600,000株（発行決議日現在の当社発行済株式総数48,849,935株の19.65%）と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、行使価額が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止要請を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズを考慮し、停止要請を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

資本政策の柔軟性が確保されていること

- ・本新株予約権には取得条項が付されており、資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

#### < 本新株予約権の留意事項 >

本新株予約権には、主に、下記 乃至 に記載された留意事項がありますが、当社としては、上記< 本新株予約権の特徴 >の 乃至 に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

本新株予約権には行使価額の修正条項が付されており、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日に当該日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正されます。その結果、当社普通株式の市場株価を下回る価格で株式が発行され、希薄化が生じることとなります。

本新株予約権の下限行使価額は当初94円（発行決議日の直前取引日の東証終値の70%の水準）（但し、下限行使価額修正決議により、67円（発行決議日の直前取引日の終値の50%の水準）を下回らず、かつ133円（発行決議日の直前取引日の終値の100%の水準）を上回らない範囲で修正することができます。）に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達の全部又は一部ができない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社の株式の流動性が減少した場合には、資金調達完了までに時間がかかる可能性があります。

本新株予約権発行後、東証終値が20取引日連続して67円（発行決議日の直前取引日の東証終値の50%の水準）を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取を請求する場合があります。

#### < 他の資金調達方法との比較 >

##### 公募増資との比較

公募増資による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、資金調達ニーズの発生を受けてから、公募増資による資金調達の準備を開始した場合には、引受証券会社の選定や準備等に長期間を要し、公募増資を実施できるかどうかとも株価動向や市場全体の動向に大きく左右されます。したがって、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や継続開示書類の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから、柔軟性が低く、資金調達の機動性が低いと判断しております。

##### 第三者割当による新株式発行との比較

第三者割当による新株式発行は、即時の資金調達が可能であるものの、希薄化についても即時に生じるため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有するため、当社の株主構成やコーポレートガバナンスに影響を及ぼす可能性があるものと考えております。

##### 第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行との比較

第三者割当による転換社債型新株予約権付社債（以下「CB」といいます。）の発行は、様々な商品設計が考えられます。一般的には割当先による転換権の行使が制限されないため、当社は希薄化をコントロールできませんが、本スキームでは、割当予定先と当社との間で締結予定の本買取契約により、当社は行使停止期間を定めることができるため、当社による希薄化のコントロールが一定程度可能となります。また、転換価額が固定されているCBは、株価が転換価額より上昇しない限り転換が進捗せず資本増強目的が達成できないことが懸念されます。一方、株価に連動して転換価額が修正されるCBは、一般的には転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。

##### ライツ・オフリングとの比較

いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと新株予約権の権利行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメン

ト型ライツ・オフアリングがあります。コミットメント型ライツ・オフアリングは、国内における事例が少なく事前準備に相応の時間を要することや引受手数料等の発行コストの増大が予想されることから、現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・オフアリングでは、既存投資家の参加率が不透明であることが、資金調達の蓋然性確保の観点から不適当であると判断いたしました。

その他の商品性の第三者割当による新株予約権の発行との比較

第三者割当型新株予約権は、様々な商品設計が考えられます。例えば、権利行使価額が固定の新株予約権では、株価が権利行使価額を上回らない限り、権利行使が進捗せず資金調達目的が達成できないことが懸念されます。加えて、株価上昇時には当社はその株価上昇メリットを享受できません。

借入・社債との比較

借入や社債による資金調達では、利払い負担や返済負担が生じるとともに、当社の財務健全性の低下が見込まれます。

2 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本新株予約権に関して、当社は、割当予定先との間で、本買取契約において、本（注）第1項第(2)号に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

＜割当予定先による行使制限措置＞

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を割当予定先に行わせません。

割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

＜割当予定先による本新株予約権の譲渡制限＞

割当予定先は、本買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記及びの内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

4 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項はありません。

5 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容

割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社取引先であり大株主である株式会社CKサンエツより、本新株予約権の行使期間の初日より1年間（自動継続）当社株式の貸株を利用する予定であり、本新株予約権の各行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

6 その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項はありません。

7 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとします。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求の受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生します。

- 8 社債、株式等の振替に関する法律の適用等  
本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。
- 9 新株予約権証券の発行  
本新株予約権については、新株予約権証券を発行しないこととします。

（３）【新株予約権証券の引受け】  
該当事項はありません。

## ２【新規発行による手取金の使途】

### （１）【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額（円）    | 発行諸費用の概算額（円） | 差引手取概算額（円）    |
|---------------|--------------|---------------|
| 1,285,920,000 | 11,500,000   | 1,274,420,000 |

- （注）１ 払込金額の総額は、発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
- ２ 払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額（発行決議日の直前取引日の東証終値）で行使されたと仮定して算出した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少します。
- ３ 発行諸費用の概算額の主な内訳は、登録免許税を含む登記費用５百万円、弁護士費用１.５百万円、その他事務費用５百万円（有価証券届出書作成費用、評価算定費用、及び株式等振替制度利用料等）の合計額であります。
- ４ 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

### （２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額１,２７４百万円について、具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

| 具体的な使途  | 金額（百万円） | 支出予定時期            |
|---------|---------|-------------------|
| 更新設備投資  | 1,020   | 2026年８月～2028年８月   |
| 実験所新設投資 | 254     | 2026年12月～2028年12月 |
| 合計      | 1,274   | -                 |

- （注）１ 本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、調達する資金の額は変動いたします。また、本新株予約権の行使期間内に全部若しくは一部の本新株予約権の行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達する資金の額は減少します。本新株予約権の行使状況により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、金融機関等からの借入金及び追加での資金調達について検討してまいります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達ができた場合には、上記の更新設備投資資金に追加充当する予定であります。
- ２ 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等安定性の高い金融商品にて資金管理を図る予定であります。

調達資金の使途の詳細は以下のとおりです。なお、具体的な充当時期までは、銀行預金等安定性の高い金融商品にて資金管理を図る予定であります。

#### 更新設備投資

当社の主力製品であるＬＰＧ及びＬＮＧ等のエネルギーガスを中心に各種ガス体を制御するバルブや機器類の需要が底堅く推移していくことが想定されるところ、中長期的な成長及び収益基盤強化を目的として、生産設備更新及び増強によって、生産効率及び加工精度の向上を図ることが必要と考えております。具体的には、今後２年間にわたる工場におけるバルブや機器類に係る部品加工設備の更新を内容とする更新設備投資に１,０２０百万円を充当し、安定した供給体制の確立と生産体制の効率化を進めていく予定です。

#### 実験所新設投資

当社の中核事業は高圧ガスバルブや機器類であり、その根幹は高度な品質力とそれを支える技術力であるといえます。将来にわたって競争力を維持するには工場内に散在する検査設備や実験設備を一所に集合させ

た上で内容を充実させることが必要であり効率的であります。このための実験所新設投資に本調達資金のうち254百万円を投じる計画です。

また、に係る設備導入時期については、2027年1月～2028年12月を予定しておりますが、設備機器の選定、仕様確定、発注及び設置工事等に一定の準備期間を要することから、本資金調達により必要資金をあらかじめ確保することが適切であると判断いたしました。また、昨今の設備機器価格の上昇や納期の長期化等の事業環境を踏まえ、一連の設備投資を円滑かつ確実に実行するためには、投資実行前の段階から資金調達余力を確保しておくことが重要と考えております。本設備投資により、生産能力の向上、生産効率の改善及び製造コストの低減を図り、中長期的な収益基盤の強化及び企業価値の向上に繋げてまいります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### ロックアップについて

当社は、本買取契約において、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の普通株式の交付を除き、本買取契約締結日から起算して180日を経過した日又は本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、当社の普通株式及び当社の普通株式を取得する権利又は義務の付された有価証券（新株予約権、新株予約権付社債及び当社普通株式を取得の対価とする取得請求権付株式又は取得条項付株式を含むがこれらに限られません。以下同じです。）の発行又は処分（但し、ストックオプションとして新株予約権を発行する場合及び当該新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合、譲渡制限付株式報酬として当社の普通株式を発行又は交付する場合、本買取契約締結日時点で既発行の新株予約権の行使により当社の普通株式を交付する場合、会社法第183条の規定に基づく株式分割又は会社法第185条の規定に基づく株式無償割当に伴い当社の普通株式を交付する場合、吸収分割、株式交換、株式交付又は合併に伴い当社の普通株式を交付する場合、単元未満株式の買増請求に応じて行う株式の売渡に伴い当社の普通株式を交付する場合を除きます。）を行わない旨を合意する予定です。また、当社は、本買取契約において、本買取契約締結日から起算して180日を経過した日、又は本新株予約権が存在しなくなった日のうちいずれか遅い日までの期間において、割当予定先の事前の書面による同意を受けることなく、当社の普通株式又は当社の普通株式を取得する権利若しくは義務の付された有価証券について金融商品取引法第2条第4項に規定する証券会社による金融商品取引法上の引受けを伴う売出しを行わせない旨を合意する予定です。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### a．割当予定先の概要

|                |                               |
|----------------|-------------------------------|
| 名称             | 東海東京証券株式会社                    |
| 本店の所在地         | 名古屋市中村区名駅四丁目7番1号              |
| 代表者の役職及び氏名     | 代表取締役社長 北川 尚子                 |
| 資本金            | 6,000百万円                      |
| 事業の内容          | 金融商品取引業                       |
| 主たる出資者及びその出資比率 | 東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社 100% |

（注） 割当予定先の概要の欄は、2026年7月15日現在のものであります。

##### b．提出者と割当予定先との間の関係

|      |                     |             |
|------|---------------------|-------------|
| 出資関係 | 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
|      | 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係 |                     | 該当事項はありません。 |
| 資金関係 |                     | 該当事項はありません。 |
| 技術関係 |                     | 該当事項はありません。 |
| 取引関係 |                     | 該当事項はありません。 |

（注） 提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2026年7月15日現在（但し、割当予定先が保有している当社の株式の数については2026年3月31日現在）のものであります。

##### c．割当予定先の選定理由

当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）」第1項第(1)号に記載の調達目的を達成するために適した手法であること、2026年1月以降次期予算を検討する中で、株価への影響にも十分に配慮した仕組みとなっていることを重視した上で、多様な資金調達手法の検討を業務運営会議（経営幹部による会議体）や取締役会等で進めてまいりました。

そのような状況の中、2026年2月上旬ごろ、割当予定先から本スキームによる資金調達に関する提案を受けました。初めての本格的取引となりますが、従来から中堅企業の案件に強い総合証券会社であるとの認識を持っていたことに加え、割当予定先より提案があった本スキームは、当社のニーズを充足し得る内容であったこと、同社が総合証券会社として当社の営業基盤である日本国内を中心に厚い顧客基盤を有しているため、当社普通株式に対する国内投資家の多様な需要に基づき、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の円滑な売却が期待されること、同種のファイナンスにおける多数の実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待されること等を総合的に判断した上で、同社を割当予定先として選定することといたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である東海東京証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

##### d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は9,600,000株です（但し、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）（2）新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。）。

##### e．株券等の保有方針

割当予定先は、本新株予約権を当社以外の第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとし、当社取締役会の承認に基づき本新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権及びその行使により取得する株式の保有方針の確認、本買取契約に定められた行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認いたします。譲渡承認が行われた場合には、当社はその内容を開示いたします。また割当予定先は、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら本新株予約権の行使を行う方針であること、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を長期保有す

る意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する予定であることを確認しております。

また、当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、制限超過行使を割当予定先に行わせないことを合意します。

f．払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である東海東京証券株式会社の2025年3月期の「業務及び財産の状況に関する説明書」（金融商品取引法第46条の4及び第57条の4に基づく説明書類）に含まれる貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：94,387百万円、流動資産計：1,263,808百万円）を保有していることを確認しております。また、割当予定先である東海東京証券株式会社の完全親会社である東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社の2026年3月期有価証券報告書に含まれる連結貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：93,542百万円、流動資産計：1,434,585百万円）を保有していることを確認しております。

g．割当予定先の実態

割当予定先である東海東京証券株式会社の完全親会社である東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社は、東証及び株式会社名古屋証券取引所に上場しており、また、同社グループでは、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」を制定し、同社グループ各社と反社会的勢力との関係遮断を徹底するための体制を構築しております。同社グループの全役社員に対しては「グループ倫理行動基準」及び「倫理コード」において、反社会的勢力に断固として対決する姿勢を貫くこと、反社会的勢力との取引を一切行わないことを掲げて、周知を図っております。さらに、同社グループにおける反社会的勢力の対応部署となるマネー・ローンダリング管理部では、情報の収集・分析を行うとともに当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、同社グループ各社及び各部署と情報の共有を図りながら善後策を協議していること等を、割当予定先である東海東京証券株式会社からヒアリングし確認しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

割当予定先は、本買取契約において、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されます。当社取締役会の承認を以て本新株予約権の譲渡が行われる場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等でないことの確認、行使の払込原資確認、本新株予約権及びその行使により取得する当社普通株式の保有方針の確認、本買取契約に定められた行使制限等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認いたします。譲渡承認が行われた場合には、当社はその内容を開示いたします。

但し、かかる定めは、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3【発行条件に関する事項】

### （1）発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社ブルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長 野口真人）（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼いたしました。ブルータス・コンサルティングは、評価基準日（2026年7月14日）の市場環境を考慮の上で、権利行使期間（2026年8月3日から2028年8月2日）、権利行使価額（東証における当社普通株式の普通取引の2026年7月14日終値の90%に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り上げます。））としました。）、当社株式の株価（133円）、株価変動性（ボラティリティ）（47.27%）、配当利回り（1.50%）及び無リスク利率（1.446%）を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に 当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため評価に織り込まないこと、 割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限ります。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、 当社が下限行使価額修正決議を行った場合、修正後の下限行使価額は発行決議日前取引日の終値の50%に相当する金額である67円に修正されること、 株価が67円（発行決議日の直前取引日の東証終値の50%の水準）を20取引日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価と同額となる金95円としました。当社は、上記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権）（2）新株予約権の内容等（注）」第1項第(2)号

に記載した本新株予約権の特徴や内容、本新株予約権の行使価額の水準を勘案の上、本新株予約権の払込金額は合理的であり、本新株予約権の発行が有利発行に該当しないものと判断いたしました。さらに、当社監査役3名（うち社外監査役2名）全員から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、以下の各点を確認し、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

- （ ）本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識・経験が必要であると考えられ、プルート・コンサルティングがかかる専門知識・経験を有すると認められること
- （ ）プルート・コンサルティングと当社との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないで、当社との継続的な契約関係が存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- （ ）当社取締役がそのようなプルート・コンサルティングに対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- （ ）プルート・コンサルティングから当社実務担当者及び監査役3名（うち社外監査役2名）全員への具体的な説明が行われた上で、評価報告書が提出されていること
- （ ）本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、プルート・コンサルティングの評価報告書を参考にしつつ当社実務担当者による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- （ ）本新株予約権の発行プロセス及び発行条件についての考え方並びに新株予約権の発行に係る実務慣行について、当社法律顧問から当社の実務担当者に対して説明が行われており、かかる説明を踏まえた報告が実務担当者から本新株予約権の発行を担当する取締役になされていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大9,600,000株（議決権96,000個相当）であり、2026年3月31日現在の当社発行済株式総数48,849,935株（総議決権数481,400個）に対し最大19.65%（当社議決権総数に対し最大19.94%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、本新株予約権の発行により、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数9,600,000株に対し、当社株式の過去6ヶ月における1日当たり平均出来高は1,043,694株であり、一定の流動性を有していること、本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ、当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により発行され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式は9,600,000株（議決権96,000個）であり、2026年3月31日現在における発行済株式総数における総議決権数481,400個の19.94%となることから、希薄化率25.00%を超えるものではなく、また、支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、大規模な第三者割当増資に該当いたしません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

| 氏名又は名称         | 住所                  | 所有株式数<br>(株) | 総議決権数<br>に対する所有<br>議決権数の<br>割合<br>(%) | 割当後の所有<br>株式数<br>(株) | 割当後の総<br>議決権数に<br>対する所有<br>議決権数の<br>割合 (%) |
|----------------|---------------------|--------------|---------------------------------------|----------------------|--------------------------------------------|
| 東海東京証券株式会社     | 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号 | -            | -                                     | 9,600,000            | 16.63                                      |
| 昌栄機工株式会社       | 大阪府大阪市西区阿波座一丁目10番8号 | 2,311,500    | 4.80                                  | 2,311,500            | 4.00                                       |
| 宮入バルブ製作所取引先持株会 | 東京都中央区銀座西一丁目2番地     | 1,567,000    | 3.26                                  | 1,567,000            | 2.71                                       |
| 清野 正廣          | 山形県山形市              | 1,377,500    | 2.86                                  | 1,377,500            | 2.39                                       |
| 株式会社C Kサンエツ    | 富山県高岡市守護町二丁目12番1号   | 1,001,000    | 2.08                                  | 1,001,000            | 1.73                                       |
| 森下 均           | 大阪府大阪市淀川区           | 716,000      | 1.49                                  | 716,000              | 1.24                                       |
| 宮入バルブ従業員持株会    | 東京都中央区銀座西一丁目2番地     | 602,500      | 1.25                                  | 602,500              | 1.04                                       |
| 阿部 五美          | 東京都江戸川区             | 505,000      | 1.05                                  | 505,000              | 0.87                                       |
| 保母 伸子          | 岐阜県恵那市              | 420,000      | 0.87                                  | 420,000              | 0.73                                       |
| 前田 富枝          | 千葉県香取郡              | 385,000      | 0.80                                  | 385,000              | 0.67                                       |
| 計              | —                   | 8,885,500    | 18.46                                 | 18,485,500           | 32.02                                      |

- (注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」につきましては、2026年3月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
- 2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、「2026年3月31日現在の所有議決権数」（但し、割当予定先である東海東京証券株式会社については、「2026年3月31日現在の所有議決権数」に本新株予約権の行使により交付される株式を全て保有した場合の所有議決権数を加算した数）を、「2026年3月31日現在の総議決権数に本新株予約権の行使により交付されることとなる株式数の上限である9,600,000株に係る議決権数96,000個を加算した数」で除して算出しております。
- 3 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 4 割当予定先である東海東京証券株式会社の「割当後の所有株式数」は、東海東京証券株式会社が、本新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数であります。
- 5 上記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先である東海東京証券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式を長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しつつ速やかに売却していく方針であるため、割当予定先である東海東京証券株式会社は割当後における当社の大株主にはならないと見込んでおります。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### １．事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第81期、提出日2026年6月25日）（以下「有価証券報告書」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年7月15日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2026年7月15日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### ２．臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第81期、提出日2026年6月25日）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年7月15日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2026年6月29日提出の臨時報告書）

#### １ 提出理由

当社は、2026年6月26日開催の当社第81回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### ２ 報告内容

（１）当該株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

（２）当該決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

株式に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金2.00円 総額96,310,648円

効力発生日

2026年6月29日

第２号議案 取締役５名選任の件

取締役として、西田憲司、荒川祐一、風間晃、流石尚、榎原勉を選任するものであります。

（３）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項              | 賛成数（個）  | 反対数（個） | 棄権数（個） | 可決要件 | 決議の結果<br>（賛成割合）<br>（％） |
|-------------------|---------|--------|--------|------|------------------------|
| 第１号議案<br>剰余金の処分の件 | 172,417 | 4,548  | 30     | （注）１ | 可決（95.90）              |
| 第２号議案             |         |        |        |      |                        |
| 取締役５名選任の件         |         |        |        |      |                        |
| 西田 憲司             | 171,012 | 8,638  | 30     |      | 可決（93.72）              |
| 荒川 祐一             | 172,763 | 6,887  | 30     | （注）２ | 可決（94.68）              |
| 風間 晃              | 172,761 | 6,889  | 30     |      | 可決（94.67）              |
| 流石 尚              | 172,720 | 6,930  | 30     |      | 可決（94.65）              |
| 榎原 勉              | 172,701 | 6,949  | 30     |      | 可決（94.64）              |

（注）１．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算していません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                |                             |                         |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第81期) | 自 2025年4月1日<br>至 2026年3月31日 | 2026年6月25日<br>関東財務局長に提出 |
|---------|----------------|-----------------------------|-------------------------|

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年 6 月22日

株式会社宮入バルブ製作所

取締役会 御中

監 査 法 人

東京都港区

指定社員 公認会計士 小 林 新太郎  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 富 所 真 男  
業務執行社員

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社宮入バルブ製作所の2025年4月1日から2026年3月31日までの第81期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社宮入バルブ製作所の2026年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

| 棚卸資産（商品及び製品）の評価                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 監査上の対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>当事業年度の貸借対照表において、棚卸資産のうち商品及び製品が1,219,239千円計上されており、総資産の13.8%を占めている。これらの多くは、黄銅弁関連製品及び鉄鋼弁関連製品となっている。</p> <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載しているとおり、棚卸資産の貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価より下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としている。</p> <p>事業の性質上、黄銅弁関連製品及び鉄鋼弁関連製品は材料価格の変動による影響を受けやすく、また景気動向に伴う需要の変動にも影響を受けやすいため、当該商品及び製品の正味売却価額の見積りには不確実性が生じる。</p> <p>以上から、当監査法人は、棚卸資産（商品及び製品）の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、貸借対照表に計上される棚卸資産の正味売却価額の妥当性を検証するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・棚卸資産の評価に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特定の恣意性が介入されるおそれがないよう、特に会社が採用する評価方法の妥当性について焦点をあてて、検討を行った。</li> <li>・経営者が実施した重要な仮定の合理性の評価について、所管部門からのヒアリング等を通じその妥当性を検証した。</li> <li>・経営者が実施した基礎データの網羅性と正確性を検証するとともに、評価対象資産の網羅性について、監査人自ら再テストやサンプリングテストを実施することにより、その妥当性を検証した。</li> </ul> |

| 繰延税金資産の回収可能性の検討                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 監査上の対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <p>【注記事項】（重要な会計上の見積り）に記載しているとおり、当事業年度の貸借対照表において、回収可能性があると判断された繰延税金資産については、繰延税金負債と相殺された上で「繰延税金資産」131,245千円が計上されている。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている会社分類の妥当性、将来の課税所得の十分性、将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュール等に依存し、これらは経営者の重要な判断と見積りの要素を伴う。また、会社の業績は黄銅材の価格動向に大きく影響を受ける。</p> <p>以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p> | <p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の妥当性を確認するために、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく会社分類の妥当性について検討を行った。</li> <li>・当事業年度末に存在する重要な税務上の欠損金が発生したことに対する会社の要因分析を批判的に検討した。</li> <li>・将来の課税所得の見積りの前提となった事業計画等の業績予測が適切な承認を得られていることの確認、及び過年度の財務諸表における将来の課税所得の見積りと実績との比較等による将来の課税所得の合理性及び実現可能性の評価を実施した。</li> <li>・将来減算一時差異の将来解消見込年度のスケジュールに用いられた主要な仮定について、関連する会社の内部資料の閲覧、突合及び質問による合理性の評価を実施した。</li> </ul> |

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社宮入バルブ製作所の2026年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社宮入バルブ製作所が2026年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれる4【コーポレート・ガバナンスの状況等】（3）【監査の状況】に記載されている。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。